

岬町新型インフルエンザ対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月14日

岬町長 田代 堯

岬町規則第10号

岬町新型インフルエンザ対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

岬町新型インフルエンザ対策本部条例施行規則（平成25年岬町規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる既定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
本部長	町長	本部長	町長
副本部長	副町長、教育長	副本部長	副町長、教育長
本部員	泉州南消防組合泉州南広域消防本部岬消防署長、 危機管理監、まちづくり戦略室長、まちづくり戦略 室理事、総務部長、総務部理事、しあわせ創造部長、 財政改革部理事、都市整備部長、都市整備部理事、 水道事業理事、教育次長、教育委員会理事、議会事 務局長	本部員	泉州南消防組合泉州南広域消防本部岬消防署長、 <u>大阪広域水道事業団事業管理泉南地域水道センタ ー</u> 所長、危機管理監、まちづくり戦略室長、まちづ くり戦略室理事、総務部長、総務部理事、 <u>財政改革 部長、財政改革部理事、</u> しあわせ創造部長、 <u>しあわ せ創造部理事、</u> 都市整備部長、都市整備部理事、 <u>会 計室理事、教育委員会事務局教育次長、教育委員会 事務局理事、議会事務局</u> 長

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和8年4月1日から適用する。